



国土交通省 関東地方整備局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, Kanto Regional Development Bureau.

平成 25年 10月10日(木)

関東地方整備局 企画部

記者発表資料

特定事業「防災ヘリコプター維持管理・運営事業」の選定について

国土交通省関東地方整備局は、平成25年8月28日に防災ヘリコプター維持管理・運営事業の実施に関する方針を公表し、事業実施に向けた検討を続けてきました。

この結果、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第6条の規定に基づき同事業を特定事業として選定しましたので、同法第8条の規定により客観的評価の結果をここに公表いたします。

なお、手続きに関する詳細な説明資料である募集要項及び募集要項添付資料につきましては、次の関東地方整備局のホームページに掲載します。

ホームページ : <http://www.ktr.mlit.go.jp/>

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ・神奈川建設記者会・埼玉県政記者クラブ

問い合わせ先

国土交通省関東地方整備局 企画部 防災課長 なかすが さとし 中須賀 聡

防災対策官 たかはし ただおみ 高橋 忠臣

TEL 048-600-1333(直通)

特定事業「防災ヘリコプター維持管理・運営事業」の選定について

国土交通省関東地方整備局は、平成25年8月28日に防災ヘリコプター維持管理・運営事業の実施に関する方針を公表し、事業実施に向けた検討を続けてきました。

この結果、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第6条の規定に基づき同事業を特定事業として選定しましたので、同法第8条の規定により客観的評価の結果をここに公表いたします。

なお、手続きに関する詳細な説明資料である募集要項及び募集要項添付資料につきましては、次の関東地方整備局のホームページに掲載します。

ホームページ : <http://www.ktr.mlit.go.jp/>

事業概要

- ・ 公共施設等の管理者等
国土交通大臣 太田 昭宏
(本事業について国土交通大臣の事務を分掌する者 国土交通省
関東地方整備局長 深澤 淳志)
- ・ 事業方式
PFI手法（BOO方式、サービス購入型）による防災ヘリコプター
維持管理・運航等
- ・ 事業期間
事業契約締結日から平成47年3月31日まで

今後のスケジュール（予定）

募集要項等に関する質問受付期限	：平成25年11月1日
企画提案書受付期限	：平成25年11月25日
優先交渉権者選定	：平成25年12月下旬
事業契約の締結	：平成26年3月下旬

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号）第 6 条の規定により、「防災ヘリコプター維持管理・運営事業」を特定事業として選定したので、同法第 11 条の規定により、客観的な評価の結果を公表する。

平成 25 年 10 月 10 日

国土交通省関東地方整備局長 深澤 淳志

防災ヘリコプター維持管理・運営事業 特定事業の選定について

1. 事業の名称

防災ヘリコプター維持管理・運営事業

2. 事業の対象となる公共施設等の種類

防災ヘリコプター

3. 公共施設等の管理者等

国土交通大臣 太田 昭宏

(本事業について国土交通大臣の事務を分掌する者 関東地方整備局長 深澤淳志)

なお、本事業に係る基本協定及び事業契約については、国土交通省関東地方整備局（以下、「関東地方整備局」という。）が締結することを予定している。

4. 事業の内容

入札公告等に定める手続きによって選定された民間事業者は、本事業に係る次の各号に掲げる業務を実施する。

- (1) 本業務の全般管理に関する業務
- (2) 防災ヘリコプターの確保に関する業務
- (3) 防災ヘリコプターの維持に関する業務
- (4) 防災ヘリコプターの運航に関する業務

5. 事業方式

事業者は自らの資金で防災ヘリコプターを確保した後、自らの費用で法に基づく手続きを行い、運航できる配備を行った後、防災ヘリコプターとしての目的を果たすため、事業期間中にわたって、維持管理・運航を行う。

事業期間中にわたって、自らの確保し、事業終了後も機体を国に譲渡しない、いわゆる B00 (Build-Own-Operate) 方式により実施する。

6. 事業期間

本事業の事業期間は、本事業の実施に係る契約（以下「事業契約」という。）の締結の日から平成 46 年度末までの約 21 年間を予定している。

本事業の概要スケジュールは以下のとおりである。

平成 26 年 3 月	事業契約の締結
平成 27 年度中	防災ヘリコプターの維持管理・運航の開始
平成 47 年 3 月	事業契約の終了

7. 本事業の実施に要する費用

本事業は、サービス購入型によって実施するものとし、事業者が本事業を実施に要する費用（以下「サービス対価」という。）を、国が事業契約に基づき、運航を開始してから事業期間終了までの期間にわたり平準化して支払うこととする。

8. 本事業をPFI方式で実施することの定量的評価

本事業について、国が直接事業を実施する場合の公的財政負担の見込額とPFI方式で実施する場合の公的財政負担の見込額の比較を行うに当たって、その前提条件を「別紙 定量的評価の前提条件」のとおり設定した。

なお、これらの前提条件は国が独自に設定したものであり、実際の事業者の提案を制約するものではない。

上記の前提条件のもとで、国が直接実施する場合とPFI方式で実施する場合の公的財政負担の見込額を比較すると、PFI方式で実施する場合は、国が直接実施する場合に比べて、現在価値換算後、0.9%のVFMの向上が見込まれる結果となった。

9. 本事業をPFI方式で実施することの定性的評価

本事業をPFI方式により実施する場合には、次のような定性的効果が期待される。

- 防災ヘリコプターの確保・維持・運航の一括発注による業務の効率化
- 長期契約による業務遂行・業務管理の習熟、最適化等、効率的かつ計画的な事業の実施
- 民間資金を活用し、サービス対価として毎年均等額を支払うことによる財政支出の平準化
- 民間ノウハウの活用及び国のモニタリングによる安定した運用の実現
- 国と選定事業者とが適正なリスク分担を行うことにより、本事業に内在するリスクに対する対応力を高めることが期待できる。

10. 本事業をPFI方式で実施することの総合的評価

本事業をPFI方式で実施することにより、定量的及び定性的効果を期待できることから、本事業をPFI方式で実施することが適当であると認め、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第6条の規定に基づき、特定事業として選定する。

別紙 定量的評価の前提条件

1. PSC と PFI - LCC と VFM の値		
項目	値	公表しない場合はその理由
①PSC（現在価値ベース）	非公表	・その後の入札等において正当な競争が 阻害されるおそれがあるため。
②PFI-LCC（現在価値ベース）		
③VFM（金額）		
④VFM（割合）	0.9%	

2. VFM 検討の前提条件（※）		
項目	値	算出根拠 （公表しない場合はその理由）
① 割引率	4.0%	・「公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針」 をふまえ、4.0%に設定した。
② 物価上昇率	—	・各業務の費用は実質値によるため、事業費の算定 には物価上昇率は加味しない。
③ リスク調整値	—	・事業者負担とした機体の損傷・滅失リスクについ て、機体保険料相当額を調整した。

※上記に加えて、税の還元等の調整として、国が支払う消費税のうち国税相当分及び事業者が支払う法人税等のうち国税相当分を還元している。

3. 事業費などの算出方法			
項目	PSC の 費用の項目	PFI-LCC の 費用の項目	算出根拠
① 全般管理 業務費の算 出方法	・国が直接実施する場合に 係る公共側の費用	・本事業契約の締結日から 事業期間の終了日まで の本事業の全般管理費 （事業者の開業に伴う 諸費用及び一般管理費 （人件費、監査費用等）、 モニタリング費用等） ・事業者の税引前利益の一 部（金融費用に計上され る部分を除く）	・PSC の各経費について は、これまでの事業 実績等を基に算出 した。 ・PFI-LCC の各経費につ いては、市場動向等 を踏まえ、関係事業 者からの参考見積 り、ヒアリング等を 参考に、民間事業者 の技術力や創意工夫 により実現できると 想定される費用を見 込んで算出した。
② 防災ヘリ コプター確 保費の算出 方法	・機体減価償却相当の費用 ・必要な行政手続きに関す る費用	・機体減価償却相当の費用 ・その他、防災ヘリコプター の確保に関して必要と認 められる費用（機体保険付 保に係る費用を含む） ・金融費用（資金調達に必 要な融資等に係る金利 及び事業者の税引前利 益の一部）	

3. 事業費などの算出方法			
項目	PSC の費用の項目	PFI-LCC の費用の項目	算出根拠
③ 防災ヘリコプター維持費の算出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・格納庫の確保費用（予備品の保管・管理に係る費用を含む） ・定期点検整備費用、修理改善費用、交換部品費用 ・予備品補充費用 ・試運転費用（ヘリポート使用料、航空燃料費、潤滑油費、運行要員の労務費、消耗品費を含む） ・耐空・無線等検査費用 ・予備品検査・証明費用 	<ul style="list-style-type: none"> ・格納庫の確保費用（予備品の保管・管理に係る費用を含む） ・定期点検整備費用、修理改善費用、交換部品費用 ・予備品補充費用 ・試運転費用（ヘリポート使用料、航空燃料費、潤滑油費、運行要員の労務費、消耗品費を含む） ・耐空・無線等検査費用 ・予備品検査・証明費用 ・その他、防災ヘリコプターの維持に関して必要と認められる費用 	<ul style="list-style-type: none"> ・PSC の各経費については、これまでの事業実績等を基に算出した。 ・PFI-LCC の各経費については、市場動向等を踏まえ、関係事業者からの参考見積り、ヒアリング等を参考に、民間事業者の技術力や創意工夫により実現できると想定される費用を見込んで算出した。
④ 防災ヘリコプター運航費の算出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・防災ヘリコプターの運航に係る費用のうち、航空燃料及び潤滑油、消耗品に係る費用並びに、運航要員の労務費用（東京ヘリポート以外に着陸したときの宿泊料及び日当を含む） ・国からの飛行命令により、直ちに飛行準備に着手できる運航体制の維持に係る費用（労務費に限る） ・第三者乗客包括賠償責任保険の付保に係る費用 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災ヘリコプターの運航に係る費用のうち、航空燃料及び潤滑油、消耗品に係る費用並びに、運航要員の労務費用（東京ヘリポート以外に着陸したときの宿泊料及び日当を含む） ・国からの飛行命令により、直ちに飛行準備に着手できる運航体制の維持に係る費用（労務費に限る） ・第三者乗客包括賠償責任保険の付保に係る費用 ・その他、防災ヘリコプターの運航に関して必要と認められる費用 	